

令和7年度 観光ビジョンに基づく持続可能な観光地域づくり整備促進事業 業務委託仕様書

1 事業の目的・趣旨

持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組が世界各地で行われており、観光分野においても、国内外で、SDGsへの貢献が期待されている。2020年6月、観光庁は、国連世界観光機関駐日事務所とともに、国際基準に準拠した「日本版持続可能な観光ガイドライン Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations」（以下[JSTS-D]という）を開発・公表し、持続可能な観光の普及・啓発を図ってきている。

一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会（以下、「協会」という。）では、2024年にグリーン・デスティネーションズシルバースターアワードを取得する等持続可能な観光に関わる取組を進める中、来訪者の満足度や市民意識の把握、観光ビジョンの市民への共有などの取組が不十分な部分があることも明らかとなった。

については、来訪者の満足度や市民認識の把握、観光ビジョンの市民への共有などの取組を強化することで持続可能な観光地経営の推進と市民のシビックプライドの醸成を強化することを目的として本事業を実施する。

※持続可能な観光の実現に向けた取組

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1005322/1020466/index.html>

2 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

3 委託業務の内容

(1) 業務の名称

令和7年度 観光ビジョンに基づく持続可能な観光地域づくり整備促進事業
業務委託

(2) 基本方針

持続可能な観光地経営の推進と市民のシビックプライドの醸成による「観光地管理」の強化に向けた取組を行う。

(3) 業務の内容

以下の事業を実施すること。

なお、実施にあたっては、各事業の内容・スケジュール等を明示し、協会と事前に協議を行うこと。

- ① 観光ビジョンの具体化
- ② 旅行者向けアンケートの実施
- ③ 市民向けアンケートの実施

① 観光ビジョンの具体化

- ・持続可能な観光地の実現のため、観光ビジョンのアクションプランやロードマップ製作にあたっての伴走支援

(ア) 上述の伴走支援の明確かつ具体的な方法を提案すること。

(イ) 市民向け周知媒体の作成（A 3 両面・データ納品）をすること。なお、市民向け媒体のデータは、アドバイラストレーターの完成版並びにアウトライン化されていないものとする。

※観光ビジョン

https://www.hidatakayama.or.jp/lsc/upfile/info/0000/0085/85_d011_file.pdf

② 旅行者向けアンケートの実施

- ・高山を訪れる旅行者（国内・国外）に対するアンケートの実施

(ア) アンケート項目については、協会が作成した項目案を踏まえ、協議のうえで決定すること。なお、アンケート項目は、令和6（2024）年度に作成したものを基本とするが、追加項目が発生した場合には、受託者において翻訳すること。

(イ) アンケートの言語は、日本語・英語とする。

(ウ) アンケート回答に際して、回答者がタブレット（WEB 上）での回答を前提としたアンケートシステムを構築すること。

(エ) アンケートの作成並びに実施にあたっては、岐阜県立飛騨高山高等学校と連携すること。

(オ) アンケートは200件以上の取得とする。また、効率よくアンケート回収ができるよう、適切な調査場所や時期を選定すること。

(カ) 集計結果を踏まえ、旅行者の現状や課題について分析を行うこと。なお、分析にあたっては、単純な集計だけでなく、クロス分析等を行うこと。

(キ) 実施にあたり、タブレット10台購入すること。但し、Wi-Fi ルーターは含まない。

(ク) アンケート調査は、岐阜県立飛騨高山高等学校のほかに調査員（地域通訳案内士等）で行うこと。なお、当該調査に係る経費等については受託者負担として本事業の事業費に含めること。調査員の募集、調整についても受託者で行うこと。

(ケ) 受託者はアンケートの回収状況を随時管理し、200件を下回ることはないよう十分に留意すること。また、回収数が芳しくない場合は、早急に協会に報告し、対応方法について協議すること。

5 成果の納品

(1) 提出物

観光ビジョン 市民向け媒体のデータ

- ・業務実施報告書：5部
- ・上記報告書及び本業務で作成した電子データ一式

※なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」又は「Microsoft Power Point」のいずれかによる。

※市民向け媒体のデータは、アドビイラストレーターの完成版並びにアウトライン化されていないものとする。

(2) 提出期限

令和8年2月27日（金）

(3) 納品場所

〒506-0011 岐阜県高山市本町1-2

一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会

6 再委託の可否

- ・受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で委託者が必要と認めるときは、契約業務の一部を他者に再委託することができるものとする。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

7 著作権等

- (1) 成果物の著作権は、使用分、未使用分に関わらず、協会に帰属するものとする。受託者は協会の許可なく、成果物を他に利用、公表、貸与等してはならない。委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (2) 今回の業務において新たに著作権が発生するものについては、それに係る経費及び著作権の譲渡に係る費用等も本委託費に含めるものとする。
- (3) 制作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に想定する著作権（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に市に譲渡する。
- (4) 前項に関し、次のいずれかの者に制作物に係る著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

①受託者の従業員

②本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

(5) 協会は、制作物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該制作物の内容を受託者（前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。以下同じ。）の承諾なく自由に公表することができる。

8 業務実施上の留意点

(1) 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるよう事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。

(ア) 本業務の実施主体は協会であるが、調査実施に係る責任は受託者にあること。

(イ) 調査対象者に本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明し、調査への協力の意思等を確認した上、行うこと。

(ウ) 調査への協力を強制しないこと。

(エ) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。

(オ) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。

(カ) 調査対象者に対して不快感、不信感を抱かせないよう十分に配慮すること。

(2) 本業務の履行において事故が発生し、会や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本業務の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに協会報告すること。

(3) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。

(4) 受託者は、本業務目的達成のため、本業務実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

9 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

10 個人情報の保護等

(1) 「一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会 プライバシーポリシー」を遵守すること。

(2) 本業務の遂行にあたり協会に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当業務における個人

情報を扱う場合は、「飛騨・高山観光コンベンション協会 プライバシーポリシー」にある事項を遵守させること。

11 支払方法

受託者への支払は、協会の完了検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

12 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託事業の開始にあたって、実施体制及びスケジュールを協会に提示し、了承を得ること。
- (2) 受託者は、協会と密に連絡を取るとともに適宜進捗状況を報告し確認を得て、その内容を遵守すること。
- (3) 事業の実施内容については、協会と十分調整を行うこと。
- (4) 委託業務に関して知り得た情報を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により協会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うこと。
- (7) 受託者は、本事業にあたり、協会や関係行政機関等との打合せに際して、必要に応じて出席し、表示内容等について説明等を行うこと。これに係る資料について協会から依頼された場合は、受託者の負担において用意すること。
- (8) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記しているものを除き、すべて契約金に含めるものとする。
- (9) 業務履行にあたり、疑義が生じた事項や、この仕様書に定めのない事項について、協会と受託者で協議の上決定するものとする。

13 問合せ先

一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会

〒506-0011 岐阜県高山市本町 1-2

担当：森 由貴

電話：0577-36-1011 FAX：0577-36-0091

E-mail：y.mori@hidanet.ne.jp